

第4回津島市水道料金等審議会議事要旨

日 時 令和7年4月11日（金）午後2時～午後2時30分
場 所 津島市役所5階第1委員会室
出席委員 9名
欠席委員 1名
事務局 9名

資 料 ・次第
・答申書（案）

- 1 開会
- 2 部長あいさつ
- 3 審議
答申（案）について

◎会長

これまでの審議のおさらいとしては、第1回では津島市水道事業の内容、財政状況、今後の見通し、さらには料金改定の必要性について説明があった。水道事業の経営維持のためには料金改定は避けられず、やむを得ないものと認識された。第2回では、全体でどれほどの改定率が経営維持のために必要なのかを審議した。その中で、最低限必要な改定率として全体で23%の増加が必要との判断になった。第3回では全体での改定率23%を基本料金と従量料金でどのように割り振るかを審議した。その結果、料金算定のルールやあるべき姿、利用者への影響なども考慮し、基本料金28%程度、従量料金19%程度の改定として進めていくこととなった。今回は、市長への水道料金改定についての答申の中身について審議いただく。これまでの審議内容や他市の答申内容を参考に事務局で答申案を作成したので、読み上げる。

●事務局

答申書（案）を読み上げ

◎会長

答申書（案）のポイントとしては、料金改定時期は令和8年4月が適当であるということ。料金改定率は平均23%とし、そのうち基本料金が28%程度、従量料金が19%程度、料金体系としては二部料金制を維持していくことになる。審議の中でいただいた意見は、答申案の「3. 附帯意見」に、「一層の経営改

革」、「大規模災害に備えた耐震化、老朽化更新対策」、「市民の皆さんにわかりやすい説明での周知に努めること」、「定期的に状況を見ながら料金体系等の適正化の検討を行うこと」として整理されている。こういったことを踏まえ意見質問はあるか。

○委員

4頁目に「徐々に逡増度を緩和していく」との記載があるが、言葉の理解が難しい。何をどうしていくことを指しているか。

◎会長

4頁目の上にある「逡増度を縮小する」とほぼ同じ意味で使っているということか。緩和という言葉の表現がどうかということである。

○委員

使用量による差を少なくするというニュアンスか。

●事務局

当市は他団体と比べ逡増率が高いため、逡増率を減少させるという内容である。

◎会長

緩和という言葉には色々な意味合いがあるが、低くという意味でよいか。

●事務局

5頁目の料金体系のとおり、率として今回の改定で差が緩和されたということになっている。逡増度を小さくするという意味である。

○委員

逡増度を縮小すべきであり、逡増度を縮小することは有効だが、「徐々に」であり「一気ににはできない」ということ。

●事務局

本当は一気に小口の方の利用料金を上げたいところであるが、皆様の負担を考え徐々に上げさせていただくことになる。

○委員

わかりにくい表現と思っただけである。

○委員

周知徹底に関しては、津島市だけでなく、他の市町村も同じ状況だということ強調し、市民の理解を得ることが必要ではないかと思う。また、予想以上の物価上昇があり、試算よりも厳しい状況が見込まれる。次回見直しのタイミングについて、以前の審議会にて「5年後に見直すことも必要では」と申し上げたが、その点いかがか。

●事務局

物価上昇、景気の状態を見て、5～10年のスパンで審議会を開催する。インフレの状態によっては3年などになる可能性もある。

○委員

市民の理解に関して、市民は愛西市やあま市と比較することが多いため、分かりやすい説明をしていただきたい。「ホームページを見て」とよく言われるが、私たちの年代の人はホームページを見たことが無い。市民が納得するような周知方法を望む。

●事務局

ホームページでの掲示、広報誌、加えて検討中であるが検針業務の中でチラシを配るといった形で周知に努めたいと考えている。

○委員

できれば、コミュニティで説明していただくとよい。広報誌は読む人が多いが、確定事項として受け流してしまう。出前講座でコミュニティに出かけて、市民の方に必要性を伝えて欲しい。

●事務局

確かに住民の皆様には説明は必要かと思うが、内部で検討させていただく。

◎会長

他に質問意見がないようであれば、本日、津島市長にこの答申案で答申を行いたいと思うがよろしいか。

○全委員

異議なし。